

調停離婚が成立した方へ

宇都宮家庭裁判所

1 離婚届の提出

調停が成立した日が離婚の日になりますが、そのままでは戸籍に離婚の記載がされませんので、原則として申立人(調停手続において、「相手方が届出をする」旨の合意ができた場合は、相手方)は、必ず、調停が成立した日を含めて10日以内に、離婚(及び親権者の指定)のみの記載がある調停調書省略謄本を添えて市区町村役場に離婚届を提出してください(戸籍法上、正当な理由なく上記期間内に届出をしない場合、5万円以下の過料に処せられることがありますのでご注意ください。)

- (1) 市区町村役場に持参するもの

調停調書省略謄本、印鑑及び離婚届(相手の署名、押印及び証人欄の記載は不要)

- (2) 届出をする市区町村役場

夫婦の本籍地又は届出人の住所地の市区町村役場

ただし、本籍地以外の市区町村役場に提出する場合には、戸籍謄本が必要となります。届出をする市区町村役場に確認してください。

2 離婚後の氏について

戸籍の筆頭者でない方は婚姻前の氏(旧姓)に戻ります。婚姻中の氏を引き続き使用したいときは、調停成立日から3か月以内に市区町村役場にその旨の届出をすることが必要です。

ただし、婚姻中の氏を引き続き使用する旨の届出をした後に婚姻前の氏(旧姓)に戻ることを希望する場合には、家庭裁判所に審判手続を申立てて許可を得る必要があります、必ず婚姻前の氏(旧姓)に戻れるとは限りませんので、ご注意ください。

3 離婚後の子どもの戸籍について

子どもの戸籍は親権者がどちらであるかに関わらず、戸籍の筆頭者の戸籍に残ります(例えば、筆頭者が夫である場合、妻が親権者になった場合でも子どもは筆頭者である元の夫の戸籍に残ります。)。筆頭者でない方が子どもを自分の戸籍に入れたい場合は、次のとおり家庭裁判所に「子の氏の変更許可」の申立てをしてください。

- (1) 申立てをする方

子どもが15歳以上の場合…子ども本人

子どもが15歳未満の場合…親権者

- (2) 申立てをする裁判所

子どもの住所地を管轄する家庭裁判所

- (3) 必要な書類(家庭裁判所に原本を提出)

ア 離婚後の子どもの戸籍謄本 1通

イ 子どもが入籍する予定の親(親権者)の戸籍謄本 1通

※いずれも離婚届提出後、市区町村役場において離婚及び親権者の指定が戸籍に記載された後に取得していただく必要があります。

※入籍届提出をする市区町村役場と親又は子の本籍地が異なる場合、市区町村役場においても戸籍謄本が必要になる場合がありますので、市区町村役場に確認の上、必要な通数を取得することをお勧めします。

ウ その他(事案によって、上記以外の書類が必要になることがあります。)

- (4) 申立手数料

子ども1人につき:収入印紙800円 子どもの人数に関わらず:郵便切手110円

※ 裁判所では収入印紙及び郵便切手を販売していませんので、郵便局で購入してください。

4 年金分割について

年金分割の按分割合について調停が成立した場合、年金の窓口(情報通知書を取得された窓口)において、調停調書抄本を添えて年金分割の請求手続を行う必要があります(家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。請求期限は、原則として離婚してから2年以内です。)。